

請求書、見積書の押印省略に関する Q&A

No.	質問	回答
1	押印が省略できる書類は何ですか？	請求書、見積書が対象です。 詳細については、「契約等に係る書類の押印見直しについて」をご確認ください。
2	請求書、見積書に押印省略をする場合の方法を教えてください。	記載内容や本人確認のため職員より連絡する場合がありますので、次の事項を記載してください。 ・書類の提出方法（紙、電子メール、WEB 発行システム） ・書類発行責任者および担当者の氏名（フルネーム）、連絡先（電話番号等） ※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可能です。
3	押印省略をした請求書、見積書の提出方法を教えてください。	紙で提出する場合は、原本を担当部署あてに郵送または持参により提出してください。 電子メールで提出する場合は、担当部署の代表メールアドレスに PDF ファイルで提出してください。 WEB 発行システム※で提出する場合は、担当部署の代表メールアドレスに URL を送付してください。データ形式は PDF ファイルとします。 ※WEB 発行システムとは事業者が指定する WEB 発行システムに市の担当者がアクセスし、請求書をダウンロードして受領する方法をいいます。

〈事業者向け ホームページ掲載用〉

4	押印省略した請求書、見積書をデータで提出する際の指定はありますか？	請求書、見積書をデータで提出する場合、情報の改ざん、文書偽造等防止のため、担当部署の代表メールアドレスへの送信、PDF ファイルで提出してください。
5	押印した請求書、見積書を提出してもよいですか？	押印しないことを強制するものではありません。 押印されていても、従前どおり受け付けます。
6	請求書、見積書をFAXでの提出は可能ですか？	FAXでの提出は、請求書の必要事項が鮮明に読み取れない恐れがあるため不可としています。
7	会社の電子印鑑（印影データ）を使用した請求書、見積書を使用できますか？	電子印鑑を使用した請求書、見積書を、原本で提出する場合はそのまま受け付けます。 電子メール、WEB 発行システムで提出する場合は、電子印鑑の有無にかかわらず、押印省略された請求書とみなし、上記2の「書類の提出方法」「書類発行責任者および担当者の氏名、連絡先」の記載が必要となります。
8	押印した請求書、見積書を訂正印で見え直し修正ができますか？	押印のある請求書、見積書は、押印した代表者印と同一の印鑑を用いて見え直し修正を行ってください。ただし、首標金額の訂正は不可となりますので再度、作成をお願いします。
9	押印省略をした請求書、見積書で見え直し修正ができますか？	押印省略の場合、見え直し修正は不可となりますので、再度、作成をお願いします。